

奈良県告示第五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十一条第一項の規定により、指定施術者から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成二十八年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	西川 達也
施術所の名称及び所在地	にしかわ鍼灸整骨院 大和高田市礪野新町二―五― 一
廃止年月日	平成二十八年二月二十九日